

新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区 土地区画整理準備組合設立総会

新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区土地区画整理準備組合

令和4年6月12日

日時：令和4年6月12日(日) まちづくり協議会総会終了後

場所：久御山町役場 5 階 コンベンションホール

1 開会

2 議決事項

第 1 号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

第 2 号議案 土地区画整理準備組合役員の選任について

3 閉会

次第2 議決事項について

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

土地区画整理準備組合規約について、次のとおり定めたいので、総会の議決を求める。

令和4年6月12日

第1期整備地区まちづくり協議会

会長 岡西 義久

新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区 土地区画整理準備組合規約（案）

第1章 総則

（名 称）

第1条 本準備組合は、新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区土地区画整理準備組合（以下「準備組合」という。）と称する。

（目 的）

第2条 準備組合は、久御山町市田新珠城、林北畑の各一部において、健全な市街地の形成を図り、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項の規定による、土地区画整理組合設立のための準備組織を運営することを目的とする。

（施行地区）

第3条 準備組合の施行地区は、別添図に示す範囲とする。

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

(事業)

第4条 準備組合は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 土地区画整理組合設立のための諸準備

(2) 関係権利者の意見調整、意向集約、総会、同意書の徴集及びその他必要な事業

第2章 準備組合員

(準備組合員)

第5条 準備組合員は、第3条の別添図に示す範囲の土地の所有権、又は借地権を有するものとする。

(届出)

第6条 準備組合員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を準備組合に書面をもって届け出なければならない。

(1) 氏名もしくは名称又は住所に変更があったとき

(2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき

(3) 土地の権利関係に移動があったとき

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

(議決権)

第7条 準備組合員は、各1個の議決権を有する。ただし、宅地の所有権者又は借地権者が数人の共有に属するときは、その数人の代表者を1人の組合員とみなす。

第3章 役員等

(役員等)

第8条 準備組合に次の役員等を置く。

(1) 理事 5名以上

(2) 監事 2名

2 役員は準備組合員の中から互選により選任する。

3 理事長1名、副理事長2名、監事2名は、役員の中から互選により選任する。

4 理事と監事は兼ねることはできない。

5 本地区の事業に精通する者及び専門的な知識を有する者の中から若干名の顧問を置くことができ理事長が選任する。

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

第9条 各役員等は、次の職務を行う。

- (1) 理事は理事会を構成し、第4条に定める準備組合の業務の執行を決定する。
- (2) 理事長は、準備組合を代表し、業務を総括する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- (4) 監事は、業務の執行状況及び会計を監査する。
- (5) 顧問は、必要に応じ本準備組合の活動に参加する。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は、本準備組合の解散までとする。

- 2 辞任その他の理由によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその責務を行うものとする。ただし、役員の職務を全うできない場合及び役員の補填を行わない場合においては、その限りでない。
- 3 役員に欠員等が生じた場合における補填の要否については、理事長に一任するものとする。

(役員の報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。ただし、旅費その他の責務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会及び理事会は、理事長が招集する。

3 総会の議長は、準備組合員の中から選出する。

4 理事会の議長は、原則として理事長が行う。

5 準備組合は必要に応じ、総会及び理事会へ、町職員や有識者等のアドバイザー並びに協議する案件の当事者の出席を認めることができる。

(総会)

第13条 総会は、理事会で必要と認めたとき、又は準備組合の3分の1以上からの請求があったときは招集するものとする。

(総会の議事等)

第14条 総会は、準備組合員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない事由のため総会に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

(総会の議決事項)

第15条 本規約で定めるもののほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 本規約の変更
- (2) 事業計画と収支予算
- (3) 借入金額と借入先金融機関並びに預金先金融機関
- (4) 収支決算報告
- (5) その他理事会で必要と認める事項

(理事会)

第16条 理事会は、第8条の理事で組織する。

2 理事会は、過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。
ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 監事は、準備組合の業務の執行状況を把握するため、理事会に出席することができる。

(理事会の議決事項)

第17条 総会で議決を要するもののほか、次に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 収支予算の執行
- (3) その他事業に関し、急を要する事項

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

第5章 会計

(会計)

第18条 準備組合の運営費は、借入金、補助金、寄附金及びその他の収入で賄う。

2 本会計は、準備組合設立の日から、本組合設立の日までとする。

(土地区画整理組合設立の費用の負担)

第19条 土地区画整理組合の設立に関する費用は、土地区画整理法第24条の規定により、その組合の負担とする。ただし、その組合が設立しなかった場合においては、その費用は準備組合の負担とする。

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

第6章 雑則

(調査業務委託及び物品の購入)

第20条 調査業務委託及び物品購入の契約方法については、理事会の決定による方法で行うものとする。

(事業の委託)

第21条 土地区画整理組合設立のための事業の施行について、全部又は一部を委託することが適当と認めるときは、理事会の議決を経てこれを委託することができる。

(解散)

第22条 準備組合は、次の場合に解散する。

(1) 土地区画整理組合が設立された場合

(2) 何らかの事由により、準備組合の遂行が不能となり、総会において解散の議決をした場合

第1号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

(事務局)

第23条 準備組合の事務局は、当分の間、久御山町都市整備部新市街整備課に置く。
ただし、業務代行予定者等が決定した場合は、この限りではない。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、準備組合の運営に関し必要な事項は、理事会で協議し定める。

附則

この規約は、総会の議決を経て、本準備組合の設立の日から施行する。

第 1 号議案 土地区画整理準備組合規約の承認について

(施行地区)



第2号議案 土地区画整理準備組合役員の選任について

久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区土地区画整理準備組合規約第8条第2項の規定により、準備組合役員の選任を求める。

令和4年6月12日
第1期整備地区まちづくり協議会
会長 岡西 義久

理事長1名 副理事長2名 理事3名 監事2名

（50音順・敬称略）

池田	泰造	いけだ	たいぞう
茨木	浩史	いばらき	ひろし
岡西	義久	おかにし	よしひさ
田口	一文	たぐち	かずふみ
中村	滋	なかむら	しげる
西尾	康宏	にしお	やすひろ
藤村	嘉宏	ふじむら	よしひろ
松本	吉博	まつもと	よしひろ